

1. 議事日程（第22日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

- (1) 議案第36号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第38号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 経済建設常任委員長報告

- (1) 議案第37号 上天草市阿村開発センター条例を廃止する条例の制定について
- (2) 議案第48号 和解及び損害賠償額の決定について

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

- (1) 議案第39号 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第40号 上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第41号 上天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第42号 上天草市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 予算決算常任委員長報告

- (1) 議案第43号 令和2年度上天草市一般会計補正予算（第3号）
- (2) 議案第44号 令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- (3) 議案第45号 令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）
- (4) 議案第46号 令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）
- (5) 議案第47号 令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）

日程第 5 議案第50号 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第51号 令和2年度上天草市一般会計補正予算（第5号）

日程第 7 議案第52号 令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）

追加日程第 1 予算決算常任委員長報告

(1) 議案第 5 1 号 令和 2 年度上天草市一般会計補正予算 (第 5 号)

(2) 議案第 5 2 号 令和 2 年度上天草市水道事業会計補正予算 (第 2 号)

日程第 8 発議第 3 号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度充実に係る意見書の提出について

日程第 9 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(16名)

議長 園田 一博

1 番 木下 文宣

2 番 何川 誠

3 番 嶋元 秀司

4 番 田中 辰夫

5 番 何川 雅彦

6 番 宮下 昌子

7 番 高橋 健

8 番 小西 涼司

9 番 新宅 靖司

10 番 田中 万里

11 番 北垣 潮

12 番 島田 光久

13 番 津留 和子

14 番 桑原 千知

15 番 西本 輝幸

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長 堀江 隆臣 副市長 村田 一安

教育長 高倉 利孝 総務部長 宇藤 竜一

企画政策部長 花房 博 市民生活部長 水野 博之

建設部長 小西 裕彰 経済振興部長 井手口隆光

健康福祉部長 坂田 結二 教育部長 山下 正

上天草総合病院事務部長 森 千壽 水道局長 山本 一洋

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 海崎 竜也 局長補佐 山川 康興

主幹 倉橋 大樹

開議 午前10時00分

○議長(園田 一博君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。去る6月18日に議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（島田 光久君） おはようございます。

6月18日議会運営委員会を開催し、追加議案について審査しましたので、その結果について御報告を申し上げます。

追加議案は議案3件、議員発議1件の合計4件です。審査の結果、全議案を本日の日程に追加し、審議することに決定いたしました。

議案審議について、御説明いたします。

まず、議案第50号、上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び発議第3号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出については、提案者から説明を受け、委員会付託を省略をし、質疑、討論を得て表決することに決定いたしました。

次に、議案第51号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第5号）及び議案第52号、令和2年度上天草市水道事業会計補正予算2号につきましては、質疑後、委員会に付託をし、本日の本会議において審議をし、表決することに決定いたしました。

皆様の賛同を賜りますよう、お願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長の報告のとおり決定しました。

日程第 1 総務常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第1、総務常任委員長報告。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託いたしました議案第36号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか1件を議題といたします。総務常任委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（新宅 靖司君） おはようございます。

総務常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託されました案件について、6月12日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第36号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、政策顧問の候補者は決まって

いるのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、現段階では候補者は決まっていない。本条例の議決後、関係機関に相談の上、速やかに人選をしたいと考えていると答弁がありました。また、委員から、権限においては、市長の代理で政策の調整をするなど、実務的なことができるのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、あくまでも市に対する助言を行うもので、職務執行権は有しないと答弁がありました。この答弁に対して、委員から、あくまでも助言をするという立場であるということから、権限の面において、市役所内の組織バランスを崩さないよう、選任に関しては、広く理解を得られる人を選ぶよう、慎重に行っていただきたいと意見がありました。

このような審査を経まして、全員、異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、本委員会でも審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定しましたことも合わせてご報告いたします。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 36号の特別職の件ですけれども、これは、議員、議員じゃない。特別職の報酬が月額3万円というのがありましたけれども、これは、どういう方を選出するかで変わってくると思いましたので、この金額が高いのか、安いのか、妥当なのかというのはよくわからないんですが、その委員会の中で、この報酬の額についての議論というのはなかったんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 総務委員長。

○総務常任委員長（新宅 靖司君） 報酬については、予算のところで質疑もありました。ただ、その3万円が高いか安いとかとか、そういったことの議論はありませんでした。ただ、積算根拠としては、予算のところで、予算概要のところで説明をしてあるとおりでと思います。

○議長（園田 一博君） ほかに。

北垣潮君。

○11番（北垣 潮君） その人は、市内の人か、上天草市内の人か、市外の人かとか、そういう質問はありませんでしたか。

○議長（園田 一博君） 総務委員長。

○総務常任委員長（新宅 靖司君） そのことについては、本議会の質疑でもあったとおり、熊本県内から選任をするということで、費用弁償についても、距離を遠いところから、遠いところ

ろを基準に予算立てをしてるということで、県内を、当然それは市内も入るしということで考えていただければと思います。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） これから、総務常任委員会に付託しました案件について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） ただいま、委員長から報告がありました案件について、順次採決いたします。

議案第36号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第36号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第38号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第38号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 経済建設常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第2、経済建設常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました。議案第37号、上天草市阿村開発センター条例を廃止する条例の制定について、ほか2件を議題といたします。経済建設常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） おはようございます。

経済建設常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、本委員会に付託されました案件について、6月10日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

議案第37号、上天草市阿村開発センター条例を廃止する条例の制定についてでございますが、委員から、本案は、阿村開発センター条例の廃止であるが、条例の内容は、上天草市阿村地区交流センター条例に引き継がれているのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、大方引き継がれた内容となっていると答弁がありました。

このような審査を経まして、本案は全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号、和解及び損害賠償額の決定についてでございますが、委員から、現場は比較的大きな市道であり、職員のパトロール等で事前に状況は把握できなかったのか。また、道路パトロールの実施頻度はという質疑がありました。これに対し、執行部から、パトロールは2週間に1回程度実施していたが、現場の陥没状況は把握できていなかったと答弁がありました。また、委員から、120万円を超える賠償額となっているが、けがの状況及び損害賠償額の算出方法は。また、額の確定に時間を要した理由はと質疑があり、執行部から、今回の事案は、バイクで通行された方が陥没カ所で転倒し、骨折された。損害賠償額は、治療に要した総額に、市側の過失割合である6割を乗じた額である。額の確定に時間を要した理由は、症状が完治したのが、昨年11月で、その後、賠償額の決定や和解の協議に時間を要したためであると答弁がありました。最後に、本案に対して、委員から、今後、同様の事案が発生しないためにも、パトロールの強化及び区長等と連携するなどし、事故を未然に防ぐ対策を講じて欲しいと意見がありました。これに対し、執行部から、今年度は、週3回のパトロールを実施するなどし、対応していると答弁がありました。

このような審査を経まして、本案は、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第1号、江後区中央排水路国道冠水対策についてでございますが、委員から、国道266号線は、大雨等により毎年冠水しており、陳情カ所は原因の一つとして考えられ、改修の必要性を大いに感じる。実現の可能性と改修の必要性について、執行部の考えはと質疑がありました。これに対し、執行部から、市長に対しても同様の陳情書が提出されており、重大案件と受けとめ、市としても改修に向け検討すべきと考えていると答弁がありました。また、委員から、毎年、梅雨時期になると、地域の方々には不安な日々を過ごしている。1日も早く改修し、地域住民の安全を確保してほしいという意見等があり、このような審査を経まして、本案は、全員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

以上が、本委員会で審査した主な内容でございますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、本委員会といたしまして、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことも、あわせて御報告いたします。

以上で、経済建設常任委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、経済建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 議案第37号、阿村開発センターの条例ですけども、今、委員長の報告をお聞きしましたら、阿村地区交流センター条例に引き継がれているのかという質問に対して、執行部から、大方引き継がれた内容となっているという答弁があったということで、今、報告がありましたが、大方ということは、引き継がれていないものもあると思うんですけど、ということが引き継がれなかったのかという説明はあったんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 経済委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 詳細な内容についての質疑はありませんでした。ほとんどが引き継がれているというふうな解釈でよろしいかと思います。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） これから、経済建設常任委員会に付託いたしました案件について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。ただいま、委員長から報告がありました案件について、順次採決いたします。

議案第37号、上天草市阿村開発センター条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第37号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第48号、和解及び損害賠償額の決定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第48号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 陳情第1号、江後区中央排水路改修国道冠水対策についての陳情を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、本案は採択とすることに決定しました。

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第3、文教厚生常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第39号、上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ほか4件を議題といたします。

文教厚生常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 辰夫君） おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、6月11日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

議案第39号、上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、今回、条文に中核市という言葉が入れ込まれているが、本市に影響はないのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、地方自治法第252条の2第1項の中核市とは、人口が20万人以上であるため、県内において該当する市町村はなく、本市に影響があるものではないと答弁がありました。

このような審査を経まして、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号、上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、今回の条例改正では、傷病手当金の支給要件が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または、感染が疑われるときと限定されているが、市として、新型コロナウイルス感染症以外の疾患の場合も、傷病手当金を支払うことは検討できないかと質疑がありました。これに対し、執行部から、今回の改正は、厚生労働省からの通知を受けての条例改正であり、その他の疾患については、今後、他市の状況等を踏まえた上で検討していきたいと答弁がありました。また、委員から、支給期間は1年6カ月を超えないものとするところがあるが、それ以上の期間を要した場合、支給は打ち切られるのかと質疑がありました。これに対して、執行部から、支給期間については、御承知の通りですが、現在のところ、適用期間は、同規則において9月30日までと定めることとしている。適用期間の延長については、国が示すQ&Aにおいて、適用期間の考え方が示されているところであり、今後も、感染状況等を注視していくとされているため、今後も国の考え方を参考にして対応を行っていくと答弁がありました。

このような審査を経まして、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号、上天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号、上天草市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、委員の数が30人から12人へと減っているが、十分な協議ができるのかと質疑がありました。これに対して、執行部から、改正前に委員として参加していた特別支援学級担当等の教職員を、委員でなく、第7条に基づいたオブザーバーという形で委員会に参加することとしたもので、条例改正前と比べ、会議の参加者に大きな変更は生じないことから、問題ないと考えていると答弁がありました。また、委員から、第9条で委員会を非公開とした理由とは質疑がありました。これに対し、執行部から、これまでもプライバシーの保護には細心の注意を払っていたが、今回、その観点を明確にするために条文に盛り込んだと答弁がありました。

このような審査を経まして、委員会では、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第2号、教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源保障を図るための2021年度政府予算に係る意見書提出についての陳情でございますが、委員から、臨時休業を終え、学校が再開した現在、さまざまな感染症対策を講じなければならない状況であり、国においても、教職員の増員等が議論されている。陳情の内容は十分に理解できるものであり、多くの自治体から、このような意見が提出されることで、教育現場の状況が改善されると思うと意見がありました。

このような審査を経まして、委員会では、全員異議なく原案どおり採決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定いたしましたことも、併せて御報告いたします。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） これから、文教厚生常任委員会に付託いたしました案件について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。ただいま、委員長から報告がありました案件について、順次採決いたします。

議案第39号、上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第39号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第40号、上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第40号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第41号、上天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第41号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第42号、上天草市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第42号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 陳情第2号、教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源保障を図るための2021年度政府予算に係る意見書提出についての陳情を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、本案は採択とすることに決定しました。

日程第 4 予算決算常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第4、予算決算常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第43号、令和2年

度上天草市一般会計補正予算（第3号）ほか4件を議題といたします。

予算決算常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（田中 万里君） 予算決算常任委員会委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、予算決算常任委員会に付託を受けました議案第43号から議案第47号の5議案について、去る6月17日、予算決算常任委員会を開き、各分科会会長報告を受け、内容について審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、第43号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、各分科会会長から、次のような審査内容が報告されました。

まず、総務部所管について、委員から、政策顧問事務事業について、費用弁償の根拠はと質疑がありました。これに対し、執行部から、県内在住の者が月一回勤務することを想定しており、県内で最も遠距離の自治体から距離で算定していると答弁がありました。

次に、企画政策部所管について、委員から、移住促進事業のキッチンカー購入費について、新型コロナウイルス感染症による緊急事態の中、今回の補正に計上した理由はと質疑がありました。これに対し、執行部から、飲食店業界は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営状態が悪化している。キッチンカーはテイクアウトやドライブスルーなど、三密を避けた販売が可能だが、カスタマイズに2、3カ月の時間を要することから、早期の緊急支援を行うため、予算を計上したものであると答弁がありました。また、委員から、移住促進事業として予算計上されているが、どのように活用するのかと質疑がありました。これに対して、執行部から、移住相談を受ける中で飲食業をやりたいとの声がある。今回の飲食店業界の緊急支援とあわせ、移住者のチャレンジショップとしても利活用できることから、移住促進に貢献できると考えていると答弁がありました。また、委員から、市が事業者キッチンカー購入費の一部を補助する方法も考えられるが、市が購入する理由はと質疑がありました。これに対し、執行部から、飲食店業界では、コロナ禍により、店舗の運転資金が必要な中で、市が一部補助をしても、飲食店が負担して購入するのは困難であると考えられ、また、市内外イベントへの積極的な参加、副次的な活用となる災害時の炊飯支援などの利活用も考えており、市が所有したほうが依頼もしやすいと考えている。また、本年度は、キッチンカーを利活用してもらい、利便性を感じてもらおう呼び水と位置づけ、来年度以降、利用促進を図り、購入への意識が高まった際に、必要に応じて補助制度の創設などを検討すると答弁がありました。また、委員から、車両の管理を上天草市飲食店組合に委託することだが、キッチンカーの購入は、組合側から要望があったのかと質疑があり、これに対し、執行部から、市が飲食店組合にキッチンカーの説明を行ったところ、ドライブスルーやテイクアウト等、三密を避けた販売が可能で、開店自粛の窮地を救う緊急支援及び終息後のV字回復に必要と判断され、組合側から要望されたものである。当該組合からは、期待しているとの意見があがっていることを聞いていると答弁がありました。また、委員から、国が示した新しい生活様式の指針の中に、食事に関する項目があるが、この指針を見る限り、これまでの営業方法では、飲食業界の

存続は難しいと感じている。そのような中、三密を避けて営業ができる方法を提案している今回の政策は、評価すべきと考える。運用の際に、災害時における食事の提供など、他の活用も可能なことから、災害協定の締結なども含めて計画していただきたいと意見がありました。

以上の各分科会会長報告を受け、移住促進事業のキッチンカー購入費について、委員から、車両の管理は飲食店組合が行い、貸し出す場合の使用料は、売り上げの5%とのことだが、その使用料はどこに入るか説明があったかと質疑がありました。これに対し、分科会会長からは、使用料は車両の維持管理を受託する上天草市飲食店組合に入ることとなり、車両の維持管理費用に充てられるとの説明だったと答弁がありました。

次に、経済振興部所管について、委員から、2号橋商店街地域おこし協力隊活動報酬費41万6,000円について、報酬の増額は活動を推進していくための一つのインセンティブにつながるもので、隊員にとって非常によいことである。現在、1人の隊員が活動されているが、これまでどのような活動をされたのか。また、今後、どのような活動を計画されるのかと質疑があり、これに対して、執行部から、現在、店舗を訪問し、2号橋商店街等の実態把握を行っている。また、市全体の活性化を視野に入れ、他の地域おこし協力隊や地域の関係者との協議を行うなど、地元と一体となった取り組みをしている。今後は、2号橋商店街の活性化に向け、事業計画を策定するよう、お願いしていると答弁がありました。

次に、排水機場修繕費について、委員から、市内11施設の排水機場について、老朽化の状況は把握しているのかと質疑があり、これに対して、執行部から、業務委託の中で点検等を行っており、設備の現状把握を行っていると答弁がありました。また、委員から、排水機場の機械が稼働できなくなると、浸水被害が発生することになる。耐用年数等を把握した上で、点検等を確実に実施すべきであると意見があり、執行部から、排水機場については、台帳管理を行っており、更新時期等を迎えた箇所については、県への要望を行っていききたいと答弁がありました。

次に、建設部所管について、委員から、通学路等交通安全対策事業1,550万について、上天草市通学路交通安全プログラムでは、多くの危険カ所が存在するが、施工の順位決めはされているのかと質疑があり、これに対し、執行部から、交通量が多い箇所や危険カ所等を勘案しながら、優先順位を決め、施工していると答弁がありました。また、委員から、交差点にカラー舗装が予定されているが、交差点以外にも危険カ所、道路幅が狭いカ所に車への注意喚起として、カラー舗装を実施する考えはないかと質疑があり、執行部から、カラー舗装については、交差点以外にも施工を計画しており、今年度はモデル的に市道馬建小学校線と上小学校前の路線で施工する予定であると答弁がありました。

次に、教育部所管について、委員から、上共同調理場の改修工事について、工事費の減額分を備品購入費で計上してあるが、今後、工事の追加等で費用が発生することはないのかと質疑があり、これに対して、執行部から、新型コロナウイルス感染症の影響で、夏季休業中が短縮されることから、大規模の工事は先送りし、短期間で実施できる工事を行うこととした。あわせて本体工事に含まれていた厨房器具等の予算を備品購入費に組みかえることで先行発注が可能となり、

工期短縮を図りたいと考えている。先送りされた工事は、残りの予算で実施できる予定であると答弁がありました。また、委員から、学校給食等返還事業について、保護者への給食費を返還するという点と質疑があり、執行部から、保護者への返還ではなく、各給食調理場を対象に、そこに発注していた給食食材費や食材キャンセルにより、違約金等の経費を補助するもので、パンや牛乳など支払いが必要な経費が判明したことから、その経費について補助を行うものと答弁がありました。

このような審査を経まして、本議案は、起立採決により賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第44号、令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてでございますが、委員から、傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症を発症している人、または、発症の疑いがある人に支給されるとのことだが、本市で新型コロナウイルス感染症発症の可能性のあるから計上するのかと質疑がありました。これに対して、執行部から、今回の国民健康条例の一部改正を受け、予算計上するものであり、今のところ該当される方はないが、必要最低限の予算額として、国民健康保険に加入の給与所得世帯の1%に当たる18人分を予算計上したと答弁がありました。また、今回の傷病手当金支給の要件改正をどのようにして周知するのかと質疑があり、これに対し、執行部から、国保世帯の直接チラシを送付したり、広報への掲載、その他ホームページやラインを活用して周知を図っていくと答弁がありました。

このような審査を経まして、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第45号、令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）については、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第46号、令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、委員から、大瀉ポンプ場非常用自家発電設備設置工事は、なぜ当初ではなく、補正で計上することになったのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、国の令和元年度補正予算の補助事業として採択を受けたことから、今回計上することとなったと答弁がありました。

このような審査を経まして、本議案は原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第47号、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）については、慎重に審議しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上が、予算決算常任委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

以上で、予算決算常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） これで、質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） 議案第43号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第3号）に対

して、宮下昌子君、北垣潮君から、修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 令和2年6月22日、上天草市議会議長、園田一博様。

発議者、上天草市議会議員、宮下昌子。同じく、北垣潮。

議案第43号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議。上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

議案第43号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第3号）に対する修正案。議案第43号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第3号）の一部を次のように修正する。第1条中、9,373万9,000円を7,920万1,000円に改め、213億7,327万8,000円を213億5,874万円に改める。第1表、歳入歳出予算補正を次のように改めるということで表を提示していますので、皆さん、お目をお通しください。

提案理由、特別職の非常勤職員である政策顧問の任用については、本市の懸案事項である国県等との関係強化のための総合調整、職員の人材育成及び上天草総合病院事業の運営等の改善を目的としている。一方で、この3点については、前年度までは、前副市長が対応していた案件であり、現副市長が引き継ぐものである。地方自治法第167条では、副市長の職務として、市長の補佐、市長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督し、市長の職務を代理する。また、市長から委任を受け、その権限に属する事務の一部を執行すると明記されている。

以上のことから、本市の懸案事項に対する業務は副市長が行うべきであり、政策顧問の任用は必要ではない。また、キッチンカー購入関連予算については、移住促進事業で執行することであるが、計画では、飲食店組合に管理及び運営を委託するという主業務の不整合が生じている。さらには、飲食店組合での使用にあわせ、チャレンジショップや若者及び事業者向けのビジネスチャレンジ、災害時の対応など、市との焦点が絞られておらず、現段階において、余りにも計画が不明確であることから、今一度、内容を精査する必要がある。よって、政策顧問の報酬及び費用弁償並びにキッチンカー購入に係る関連予算を減額する修正案を提出する。

以上です。

議員の皆さん、よく審議していただき、御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で、提出者からの説明は終わりました。これから、修正案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

田中万里君。

○10番（田中 万里君） お尋ねいたします。キッチンカーの修正動議について、今、宮下議員が言われた飲食店組合に管理及び運営を委託するという主業務の不整合性が生じているということ。また、チャレンジショップやそのような争点が絞られないというようなことでござい

ました。総務常任委員会及び、この予算決算常任委員会において、詳細なる審議がなされた中で、さまざまな質問が飛びました。その中で、そういうことも含めて、今回の修正動議ということで認識してよろしいですか。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 先ほど、私が述べました中に、不整合というのは、不整合が生じてるというのは、飲食店組合に管理を委託するからじゃなくて、移住促進事業で執行するというのに対して、飲食店組合にしたり、まあ、移住者の方、委員長の報告の中でもありましたが、移住者の方、移住したい、してきたい、やりたいという人にもするというものでありましたが、余りにも、その業務内容が移住促進を重点に置いてあるのではなくて、その他のがいろいろありましたので、そのところで不整合が生じていると私は思いました。それで、総務常任委員会の中でいろいろ議論されたというのは、重々承知しております。その上で、私としては、これは、もう少し考えるべきではないかというふうに思いました。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 総務常任委員会の分科会の中でも、その点を質疑で出た際に、この移住定住と絡めているのが、キッチンカー等を活用した他市の事例等でも、やはりそういうキッチンカーを活用してお店を開いたり、移住定住につながる事業がなされているということで、今回、この移住定住も絡めているという答弁がございました。

もう1点お尋ねしたいのですが、今回の修正動議に当たり、上天草市内の飲食店の方や、組合等への聞き取り等はなされたでしょうか。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 一つ目の、移住促進事業で行うのに、この事業の説明をいろいろ聞いたり見たりしていますと、移住促進のほう、移住者に対する事業のほうが主業務じゃないように思いましたので、そのところを、移住促進ならば移住促進の事業として行う。市内の業者に対してなら、市内の業者に対して事業をするということで、これは分けるべきではないかというふうに思いました。それと、飲食店組合の方に聞いたかということですけども、それは聞いておりません。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） ただいまの答弁の中で、これは分けるべきだと。移住と飲食店組合の活性化というか、その事業自体を分けるべきということでありまして、じゃあ、仮に、これ分けて上程することになれば賛同されるんですか。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） それは、そのときに、事業が提案された内容を精査しなければ、今、この段階では答えることはできません。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

高橋健君。

○7番（高橋 健君） 2点、お尋ねいたします。

今、修正案を提案理由のところ、第30、48号、43号か。というところで、宮下議員、報酬のところを話をされましたけれども、これを修正をされるのであればですよ。第36号、職員の条例のところ、恐らくこちら辺は反対しとかんと、いかんとじゃないかなというふうに思いました。金額だけに対しての修正をかけたいというふうな感じでしかないので、修正のこの説明だけを見れば、ここに置くこと自体がもう反対のように見えてしょうがないんで、これは、36号のところ、本来しなければいけないんじゃないかなというふうに感じました。

あと、もう1点ですね、キッチンカーのところにおきましては、アイデア自体はですね、非常に私はすごくいいことだなというふうに思います。ただ、宮下議員が言われて、その移住定住促進にそぐわない。予算の中身が、それに対してそぐわないというような感じで捉えてらっしゃるというふうに思いました。私も、部長の答弁を聞いたときに、移住定住なんの関係のあつとかなというふうに、私もちょっと疑問に思いましたので、原課に行って尋ねてきました。アイデアを執行するにあたって、これが、1番予算が獲得しやすかったんじゃないかなというふうに、まあ、ちょっとなかなか表現しにくいですけども、そういった感じの答弁を部長はされたのかなというふうに私は解釈しました。後で原課に聞きに行ったら、これは、中身のほうに関しては、議会でも言われたように、いろいろ検討してやっていきますというような感じの答弁でした。

で、ここで修正案というふうな感じを出してありますけれども、修正ではなくて、中身に関しても、ちょっと審議してほしい。附帯決議という形での提案は考えられませんでしたでしょうか。その2点です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 最初の政策顧問のほうですけども、これは、特別職を置くということは、自治法で市長が市長の権限で特別職を置くことができるというふうになっておりますので、この政策顧問を市長が置くというふうに決められたのであれば、それは、議会として反対することはできないということなので、今回、条例の改正ということであがってきてます。だから、その報酬の金額に関しては、異論があれば賛成したり反対することができますけども、政策顧問を置くということ自体には反対はできませんので、そこは、反対ということでは手を挙げなかったということです。

それと、その政策顧問に関しては、今、副市長、先ほど提案しましたように、副市長の仕事だと私は思ってますので、確かに置く必要はないというふうに思いますので、一般会計のほうで補正予算をあげておりますので、それを、そっちのほうを削るべきだということで反対ですということにしました。

それと、もう一つは、移住、キッチンカーのほうですけども、内容を、なんておっしゃったですかね。すいません。もう1回お願いします。

○7番（高橋 健君） 内容自体は非常によかったんで、議会の総務委員会の中でもしっかり審議されたというふうな形で、田中議員も言われましたんで、修正ではなくて、今後いろいろ

どういふふうにやっていくかというのを議会に報告してもらふような形は考えられなかつたんですかという形です。

○議長（園田 一博君） 宮下君。

○6番（宮下 昌子君） これキッチンカーに関しては、私が賛成すると、この事業は動いていきますよね。その動いていく中で、いろいろ委員会でも、皆さん、議員の皆さんが、いろいろ提案したりされてると思いますけれども、それは、修正されたにしても、この提案されてる、例えば、飲食店組合に管理を委託するとか、飲食店組合に入った人でなければ使えないとか、そういうのはどうなるのかなというふうに思いました。それで、もう少し内容を精査すべきということで、今回は、これを取り下げていただいて、新たによく精査して提案し直してくださいということで、今回に至りました。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

○議長（園田 一博君） これから、議案第43号について、討論を行います。

まず、市長提出の原案に賛成者の討論はありませんか。

田中万里君。

○10番（田中 万里君） 私は、市長提案について、賛成の討論をいたしたいと思います。

まず、初めに、政策顧問についてでございますが、この反対理由に、これまで副市長が、前副市長が行ってきていたので、今回も、現副市長が引き継ぎでなくちゃならないというような反対意見で、修正動議でございましたが、今回の新たな副市長が選任されており、コロナ禍により、世界的、また、国内でもさまざまなこの取り組みがなされております。と同時に、上天草市がこれから抱えているこの課題解決のためにも、さまざまな助言等も必要ではないかと、私は思っております。

そういう中で、専門的な立場。市長、副市長、そして、職員においても、その課題解決のために知恵を絞って取り組んでいくであろうと思われませんが、と同時に、さまざまな課題解決のために、専門的な方の御助言も、今後の10年先の上天草市のためには必要ではないかと、私は思っております。そういう意味で、今回の政策顧問の予算案についても賛成で、と同時に、キッチンカーの予算については、総務常任委員会分科会において、長時間にわたり詳細な議論をなされました。宮下議員、北垣議員の修正動議に書かれているような内容の点でも議論されました。その答弁を受けて、我々総務常任委員会としては採択に運びました。と同時に、本予算決算常任委員会でも、さまざまな質疑が出され、それに委員長が答弁をし、そして、その中で多くの議員の賛同を得て、採択となりました。

まず、初めに、我々が議会に予算が上程された際に、その上程された予算が市民の生活、福祉の向上につながるのか。と同時に、その予算額で費用対効果の部分で、どれだけの効果が得られるのか。市民の立場になって議論しなければならないと思います。修正動議の中で、移住定住と

飲食店組合の委託ということで、整合性がとれてないのではないか等の反対理由でございますが、私は、一つの予算でいろいろな上天草市の課題解決が解決できるのであれば、その分効果が発揮できると認識しております。同時に、総務常任委員会の分科会の中でも同じような意見が出た際に、キッチンカーを活用しての移住定住というのが、県内をはじめ、他市でも多くなされていると。その部分も含めて、移住定住、と同時に、飲食店組合。特に、今回のコロナ禍により、三密。国のほうからも、飲食店へのさまざまなルールが発動されている中で、飲食店組合は今後どうやって営業をしていこうかと悩んでいる中、今回のような新しい事業の展開がなされる。そういう意味では、私は、地元の飲食店を活性化させるためにも、今回の予算はいいのではないかと。と同時に、私は、総務常任委員会の立場として、飲食店組合並びに地元で飲食店をされる方たちに、今回のキッチンカー導入について聞き取り調査を行いました。ほとんどの方が、これまで飲食店について、なかなか市からいろいろサポート的なことは余りなかった中で、今回、コロナ禍においては、まず、飲食店への補助金等、そして、今回のキッチンカーの導入により、さらなる地元の飲食店の発信ができる等歓迎をする声をいただいております。今回の導入に当たっては、これから他市へのさまざまなイベントへの出店や、上天草市の飲食店、飲食の発信、並びに、それを通じて関係人口の創出等にも大きくつながるのではないかと期待しております。その点を含めて、今回、私はこの予算案に賛成の、賛成をしております。議員各位の皆様のご御賛同のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、原案及び修正案いずれにも反対者の討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 次に、市長提出の原案に賛成者の討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。

北垣潮君。

○11番（北垣 潮君） 修正案に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、政策顧問については、噂ではあの人だろうという話が持ち上がっておりますし、まあ、噂というのは、こういう場ではよくないことでありますので、何と言いますかね。やっぱり地元の人とか、上天草市内とか、ちゃんとはっきり言うてよかつじゃなかかなて思うとですよ。まず、病院関係も補佐してもらおうというような話でありましたけど、やっぱり病院関係は、地元の人が1番今まで、例えば、うちの龍ヶ岳の町長だった辻本さんとかに聞けば、ずっと病院のことをやられておられましたので、1番的確じゃないかなと思いますし、今回みたいに、レッドカードを出さずに、イエローカードで最初出してもよかつたんじゃないかなと、やっぱり熊本市内とかなれば、やっぱり助言者がですね、補佐する人がなれば、やっぱり龍ヶ岳という1番遠いところに、とにかく昔は僻地と言われたところで来てもらうわけであります。コンビニもありません。皆さんがですね、病院の先生たちに対しては、特に、退職、病院を退職された方々たちは、一生懸命こういろいろ先生たちに、何て言いますか、いろいろ補佐されております。

また、このキッチンカーについては、災害にも対処するということでありますけど、確かに、大矢野で災害があったときは大丈夫だと思いますけど、私、上天草水害を体験したものといたしましては、姫戸、龍ヶ岳にもあればと思いますし、もうほとんど道が寸断したり、川でせき止められたりして、水害時はほかの地域にも行けないような状態でありました。携帯も通じませんし、電話も通じません。八代市が、今回オフロードバイクを配備したというようなテレビニュースも出ておりましたけど、ああいうことのほうが、よっぽど災害には対処できるんじゃないかなと思いますし、これは市がする仕事かなって。民がする仕事じゃないかなと、私は思うわけでありませぬ。補助金を出したり、買えないとなれば、多額の補助金を出せばいいし、まあ、そういうことですので、この修正案に賛成いたします。

○議長（園田 一博君） 次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） これから、議案第43号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

まず、本案に対して、宮下昌子君、北垣潮君から提出された修正案について、起立によって採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（園田 一博君） 起立少数です。従って、修正案は否決されました。

○議長（園田 一博君） 次に、原案について、起立により採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） ここで、お諮りいたします。11時を過ぎましたが、休憩しますか。

それとも、予算決算委員会所管を採決してしまいませんか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） じゃあ、続けます。

○議長（園田 一博君） 次に、委員長から報告がありました案件について、順次採決いたします。

議案第44号、令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第44号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第45号、令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第45号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第46号、令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第46号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第47号、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第47号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

では、ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時19分

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（園田 一博君） 日程第5、議案第50号、上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。
市長。

○市長（堀江 隆臣君） 追加議案につきまして御説明いたします。

上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について上程をいたしております。

詳しい内容につきましては、所管部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、

御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案内容の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（山下 正君） おはようございます。よろしく願いいたします。

追加議案書1ページをお願いします。あわせて、追加議案の説明資料1ページをお願いいたします。

議案第50号、上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、上天草市牟田体育館について、その利用状況と文部科学省が実施した平成28年熊本地震に係る被災度区分判定調査の結果において、旧耐震基準による設計であることから、耐震性能を確保するためには、比較的大規模な補修工事が必要であると判断されたことなどを踏まえ、それ以降の使用を停止した上で、今後の管理運営について、姫戸地区にあるほかの体育施設の利用状況等を精査し、検討を重ねた結果、当該体育館を廃止することが適当であると判断されたため、関係規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、市が設置する体育施設から上天草市牟田体育館を削るものでございます。

なお、この条例は、令和2年7月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、上天草市牟田体育館について、その利用状況及び文部科学省が実施した平成28年熊本地震に係る被災度区分判定調査の結果等を踏まえ、当該体育館を廃止するため、関係規定を整備する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で、提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

本案について、質疑はありませんか。

島田光久君。

○12番（島田 光久君） 今回の条例改正は、牟田体育館を廃止するという条例なんですけど、もう牟田体育館は、ここ何年も恐らく使っていなかった。使っていない状況だと思うんですけど、解体の予算も何回かついたことがあると思うんですけど、今後は、解体の方向で進められるのか。解体は、いつの時期になるのか。その辺の予定があったら教えてください。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） 予算は、今年度当初予算で計上させていただいておりますので、この条例が可決後に入札の手続に入らせていただきたいと思います。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） あそこには、確かプールもあったと思うんですよね。プールも一緒に解体されるのか。それと、跡地はどのように活用されるか。その方向性をお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） 現地には、プールと教員住宅がございますので、そこも一体して解体いたします。跡地に関しましては、普通財産として、我々のほうとすると、総務部のほうに移管するような形をとりますので、その後のことについては、ちょっと御答弁申しあげかねます。

○12番（島田 光久君） はい、わかりました。

○議長（園田 一博君） ほかに。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） 議案第50号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 日程第6、議案第51号及び日程第7、議案第52号を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和2年度上天草市一般会計補正予算（第5号）及び令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）の予算議案2件を上程をいたしました。

国の第2次補正予算の成立に速やかに対応するためということでございます。

各議案の詳しい内容につきましては、所管部局長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、執行部から、順次議案内容の説明を求めます。

まず、議案第51号を、総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしく願いいたします。

追加議案書2ページをお願いいたします。

議案第51号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。皆さんのお手元に説明文を配付していますので、読み上げて説明いたします。なお、100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。予算書1ページを御覧ください。

歳入歳出それぞれ4億4,429万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を218億7,637万円とするものでございます。

4 ページを御覧ください。

第2表の繰越明許費の補正は、15(款)総務費10(項)総務管理費光ファイバー整備事業の1億4,401万5,000円を、令和3年度へ繰り越して事業を実施可能とするものでございます。

5 ページを御覧ください。

第3表の地方債の補正は、合併特例債6,390万円を増額し、起債限度額の合計を24億633万7,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

予算書8ページを御覧ください。

65(款)国庫支出金15(項)国庫補助金は、3,907万5,000円を増額でございます。主なものといたしまして、15(目)民生費国庫補助金において、国の第2次補正予算に伴い、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金3,636万円。同事業の事務費補助金201万4,000円を計上するものでございます。

85(款)繰入金15(項)基金繰入金10(目)財政調整基金繰入金3億4,132万円の増額は、歳出予算の財源不足を補填するために計上するものでございます。

99(款)10(項)市債は、6,390万円の増額でございます。内訳といたしまして、75(目)合併特例債において、中学校空調設備設置事業5,980万円、IT教育推進事業410万円を計上するものでございます。

歳出について、主なものを御説明いたします。

予算書9ページを御覧ください。

15(款)総務費10(項)総務管理費は3億2,452万円を増額するものでございます。主なものといたしまして、10(目)一般管理費において、新型コロナウイルス感染症により、雇い止め、または、内定取り消し等に遭われた方及び新型コロナウイルス対策事業補助金の事務等の従事者を、本市の会計年度任用職員として採用するため、会計年度任用職員報酬1,185万円、社会保険料215万円、費用弁償141万5,000円、水道事業における採用分としての水道事業離職者等雇用対策事業補助金339万8,000円。市内の事業者が飛沫感染対策として実施する備品購入、設備の設置、施設の改修等に係る経費を補助する新生活様式導入推進補助金1億3,719万9,000円を計上するものなどでございます。30(目)財産管理費において、新型コロナウイルス感染症防止策として、各庁舎の窓口、接客カウンター及び職員の机上に設置するアクリルパーテーションや換気のためのサーキュレーターの購入費291万4,000円、各庁舎及び各市有施設に設置する顔認証システム非接触型体温計の購入費729万円を計上するものでございます。45(目)企画費において、本市の新たな生活様式を検討するため、九州大学未来学デザインセンターと協定を締結し、共同研究を行う費用として、新たな生活様式に向けた研究委託料1,297万6,000円を計上するものでございます。70(目)電子計算費において、在宅勤務や子供の在宅学習等の新しい生活様式に対応するために、通信事業者等が行う光ファイバー網の未整備地域の整備費用に対する補助金1億4,401万5,000円を計上するものでございます。

20(款)民生費15(項)児童福祉費は3,837万4,000円を増額するものでございます。主なものといたしまして、25(目)母子父子福祉費において、国の第2次補正予算に伴い、総合行政システム改修業務委託料132万円。ひとり親世帯臨時特別給付金3,636万円を計上するものなどでございます。

予算書10ページを御覧ください。

55(款)教育費10(項)教育総務費は822万1,000円を増額でございまして、15(目)事務局費において、大矢野中学校ほか2校の教室における新型コロナウイルス感染症にかかる三密対策として、空き教室等を活用することで、20人以下のクラスを編成し、分散授業を実施するため配置する会計年度任用職員学習支援員報酬586万2,000円、社会保険料107万7,000円を増額するものなどでございます。

予算書11ページを御覧ください。

55(款)教育費20(項)中学校費は、6,830万6,000円を増額でございまして、10(目)学校管理費において、先ほど申し上げた大矢野中学校ほか2校において、分散授業を実施するに当たり、空き教室等に空調設備が必要なことから、大矢野中学校空調設備設計業務委託料300万円、管理業務委託料150万円、松島中学校空調設備設計業務委託料100万円、大矢野中学校空調設備設置工事3,550万円、松島中学校分1,330万円、龍ヶ岳中学校分700万円を計上するものなどでございます。15(目)教育振興費において、分散授業を行う際に必要な電子黒板の購入費437万9,000円を増額するものでございます。

55(款)教育費25(項)社会教育費は128万7,000円を増額でございまして、内訳といたしまして、20(目)図書館費において、図書に付着したウイルスを滅菌消毒するために、中央図書館に配置する図書消毒器の購入費128万7,000円を計上するものでございます。

以上が、令和2年度上天草市一般会計補正予算(第5号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、議案第52号を、水道局長。

○水道局長(山本 一洋君) よろしく願いいたします。

追加議案書の3ページをお願いいたします。

議案第52号、令和2年度上天草市水道事業会計補正予算(第2号)を別冊のとおり定めるものです。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、予算第3条に定めた収益的収支及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。歳入歳出の補正予定額を339万7,000円増額し、収益的収入及び支出の額を10億1,619万9,000円とするものでございます。

詳細について、御説明いたします。予算書の5ページから8ページを御覧ください。

支出につきましては、1(款)水道事業費用1(項)営業費用4(目)総係費339万9,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症により雇い止め、または、内定取り消しに遭われた方2名を水道局の会計年度任用職員として雇用するための費用を計上するものでございます。4(項)予備費1(目)予備費2,000円の減額は、予算調整によるものでございます。

以上が、令和2年度上天草市水道事業会計補正予算(第2号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議会を提案する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(園田 一博君) 以上で、提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

本案について、質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田 一博君) 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

引き続きこの際、暫時休憩いたします。引き続き、予算決算常任委員会は開催されますので、そのままお待ちください。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時35分

○議長(園田 一博君) 引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。本日の本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第51号及び議案第52号について、会議規則第47条第1項によって、委員長報告を求めることを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田 一博君) 異議なしと認めます。したがって、予算決算常任委員長報告を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

○議長(園田 一博君) 追加日程第1、予算決算常任委員長報告。

本日の本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第51号、令和2年度上天草市一般会計補正予算(第5号)ほか1件を議題といたします。

予算決算常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長(田中 万里君) 予算決算常任委員会委員長報告を申し上げます。

本日の本会議において、予算決算常任委員会に付託を受けました議案第51号及び議案第52

号の2議案について、先ほど、予算決算常任委員会を開き、内容について審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第51号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、まず、総務部及び企画政策部所管について、委員から、会計年度任用職員について、申請に際しては、失業証明書の提出が必要なのか。また、失業の状況は把握されているか。財源はどうかと質疑がありました。これに対して、執行部から、失業の状況は把握していない。財源は、国の臨時交付金を充てる予定であると答弁がありました。委員から、新たな生活様式に向けた九州大学デザイン学センターとの共同研究事業について、どういう形で事業を進めていくのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、本市の主産業である農水産業にも対応できる学部がある。九州大学に委託する内容としては、国が示した新たな生活様式に対応する施策を展開するための提案をお願いするもの。具体的には、感染症による影響の把握や、国内外の生活様式構築に向けた取り組みの調査、それらを受け、新たな生活様式に関する提案をしていただくと答弁がありました。また、新生活様式導入推進補助金について、委員から、事業内容については、どのように周知していくのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、利用可能なレッジ一覧表を示していきたいと答弁がありました。

また、光ファイバー整備事業補助金について、委員から、この事業で市全体の整備が完了するのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、これで完了すると答弁がありました。

次に、経済振興部所管について、委員から、市有地管理財産事務事業について、計測器具非接触型検温機器について、一部の施設に設置の予定がないが、どのように施設の選定を行ったのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、今回は、屋内施設に限定したところで予算要求している。また、設置基準に照らして、施設の洗い出しをしたいと答弁がありました。

次に、健康福祉部所管について、委員から、再接種補助金について、どういう経緯で事業実施を決められたのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、一般質問を受け、事業実施に向けて検討する中、対象となる事例があり、実施することになったと答弁がありました。

次に、教育部所管について、委員から、図書館消毒器について、中央図書館以外の図書館は、どのように対応するのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、まずは、中央図書館に設置し、他の図書館については、状況を見ながら、今後の検討課題にしたいと答弁がありました。

また、委員から、IT教育推進事業について、タブレットと電子黒板整備について、この事業でどのくらい整備が進むのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、今年度予算で事業が完了するが、この予算は、コロナ対策として、教室を分散するためのものであると答弁がありました。

このような審査を経まして、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

このような審査を経まして、本議案は、起立採決により、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第52号、令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）についてござい

ますが、令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、慎重に審査した結果、全員異議なく可決すべきものとして決定しました。

以上が、予算決算常任委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同をくださいますよう、お願い申し上げます。

以上で、予算決算常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

○議長（園田 一博君） これから、予算決算常任委員会に付託いたしました案件について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） ただいま委員長から報告がありました案件について、順次採決いたします。

議案第51号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は、起立採決によります。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第52号、令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第52号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 日程第8、発議第3号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度充実に係る意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び意見書の説明を求めます。

文教厚生常任委員長、田中辰夫君。

○文教厚生常任委員長（田中 辰夫君） 発議第3号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充にかかわる意見書の提出について。

地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出するものです。

提出者は、文教厚生常任委員長、田中辰夫です。意見書の内容を説明します。

学校現場においては、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積みしており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に加工することが困難な状況となっていることから、豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく、抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

加えて、義務教育費国庫負担制度についても、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは、大きな問題です。国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1、計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年6月22日、上天草市議会議長、園田一博。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（園田 一博君） 以上で、提案理由及び意見書の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

○議長（園田 一博君） これから討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） 発議第3号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 日程第9、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といた

します。

お手元に配付のとおり、各委員会の委員長から、所管事務調査及び付託事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これをもちまして、令和2年第2回上天草市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時50分